

掲 載 項	誤	正
<p>災害関係法令例規集 査定関係 P七一</p>	<p>○港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領 第二 3 適用除外 (3) ホ その他各号に掲げるものに類する災害</p>	<p>○港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領 第三 3 適用除外 (3) ホ その他前各号に掲げるものに類する災害</p>
<p>査定関係 P七三</p>	<p>第三 1 原形復旧 (2) イ (二) その他前号に掲げるものに類する工事</p>	<p>第三 1 原形復旧 (2) イ (二) その他前各号に掲げるものに類する工事</p>
<p>査定関係 P七五</p>	<p>第三 2 原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合 (2) ル その他前号に掲げるものに類する工事</p>	<p>第三 2 原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合 (2) ル その他前各号に掲げるものに類する工事</p>
<p>査定関係 P八四</p>	<p>○査定要領取扱 改正 昭和四七年 七月一二日港災第七六三号 同 五九年 九月一四日同 第九四二号 平成一〇年一二月二一日港海第四五四号 同 一二年 三月二七日同 第一〇一号</p>	<p>○査定要領取扱 改正 昭和四七年 七月一二日港災第七六三号 同 五九年 九月一四日同 第九四二号 平成一〇年一二月二一日港海第四五四号 同 一二年 三月二七日同 第一〇一号 同 二〇年 九月一二日国港海第一三一号</p>
<p>設計書関係 P一七八</p>	<p>○港湾関係災害復旧事業に係る設計単価及び歩掛の作成について (第一号様式) 番 号 年月日 国土交通大臣（氏名）あて 都道府県知事氏名 印 ○○年発生港湾関係災害復旧事業設計単価及び歩掛協議書 ○○年発生港湾関係災害復旧事業に係る設計単価及び歩掛について、公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法施行令第6条第2項の規定に基づき同意され●別紙のとおり協議します。 (●は文字潰れ) (注) 別紙に①労務単価表（第二号様式） ②歩 掛 表（第三号様式） を添附すること。</p>	<p>○港湾関係災害復旧事業に係る設計単価及び歩掛の作成について (第一号様式) 番 号 年月日 国土交通大臣（氏名）あて 都道府県知事氏名 印 ○○年発生港湾関係災害復旧事業設計単価及び歩掛協議書 ○○年発生港湾関係災害復旧事業に係る設計単価及び歩掛について、公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法施行令第6条第2項の規定に基づき同意されたく別紙のとおり協議します。 (注) 別紙に①労務単価表（第二号様式） ②歩 掛 表（第三号様式） を添附すること。</p>

掲 載 項	誤	正
設計委託費 P一九七	<p>○国土交通省所管港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要領</p> <p>(適用事業等) 第三 第三 (2) 次のいずれかに該当する箇所に係る負担法が適用される国土平成七年六月七日港海 第四二一号 () 一九六国土交通省所管港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要領交 通省所管の港湾関係災害復旧事業のうち、第二一に規定する委託費等の額が、当該箇所ごとに五百 万円以上で、かつ、工事費(負担法施行令第四条第1項の工事費をいう。以下「決定工事費」という。) に対する割合が七パーセント以上であるもの。但し、決定工事費には、工事雑費、応急仮工事費、内 未成額及び内転属額を含めないものとする。 ア～エ(略)</p>	<p>○国土交通省所管港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要領</p> <p>(適用事業等) 第三 第三 (2) 次のいずれかに該当する箇所に係る負担法が適用される国土交通省所管の港湾関係災害復旧事業の うち、第二一に規定する委託費等の額が、当該箇所ごとに五百万円以上で、かつ、工事費(負担法 施行令第四条第1項の工事費をいう。以下「決定工事費」という。)に対する割合が七パーセント以上 であるもの。但し、決定工事費には、工事雑費、応急仮工事費、内未成額及び内転属額を含めないも のとする。 ア～エ(略)</p>
港湾関係公共土木施設災 害復旧事業の取扱い(実 務編) 第一編 第4 P27	<p>1. 原形復旧 第三一(2) イ (二) その他前号に掲げるものに類する工事</p>	<p>1. 原形復旧 第三一(2) イ (二) その他前各号に掲げるものに類する工事</p>
第一編 第8 P124	<p>8. 災害関係調書一覧 「港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定関係調書の様式」</p> <p>1. ～9. (略) 10. (1)～(3) (略) (4) 深度等調書 (# 8-2) (5) (略) 11. ～16. (略)</p>	<p>8. 災害関係調書一覧 「港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定関係調書の様式」</p> <p>1. ～9. (略) 10. (1)～(3) (略) (4) 震度等調書 (# 8-2) (5) (略) 11. ～16. (略)</p>
第一編 第8 P132	<p>8. 災害関係調書一覧 (様式8) 気象・海象等関係調書 (1)～(3) (略) (4) 深度等調書 (様式8-3) (5) (略)</p>	<p>8. 災害関係調書一覧 (様式8) 気象・海象等関係調書 (1)～(3) (略) (4) 震度等調書 (様式8-3) (5) (略)</p>
第一編 第8 P144	<p>8. 災害関係調書一覧 2) 査定設計書の鑑の朱書き方法について (11) 査定要領第十により失格とした場合は「工事費」の「決定」欄に「欠格」と記入し、「適用」欄 に「欠格理由の名称」を記入する。</p>	<p>8. 災害関係調書一覧 2) 査定設計書の鑑の朱書き方法について (11) 査定要領第十により欠格とした場合は「工事費」の「決定」欄に「欠格」と記入し、「適用」欄 に「欠格理由の名称」を記入する。</p>
第二編 第3 P221	<p>直轄港湾等災害復旧事業取扱要領第4条第1項において、以下の(1)～(4)の直轄港湾等災害調査等を、 災害発生後、原則として30日以内に国土交通大臣あてに提出されることとされている。(以下略)</p>	<p>直轄港湾等災害復旧事業取扱要綱第4条第1項において、以下の(1)～(4)の直轄港湾等災害調査等を、 災害発生後、原則として30日以内に国土交通大臣あてに提出されることとされている。(以下略)</p>